

「消費生活協同組合法施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令案について」
に対して寄せられた御意見について

令和4年10月27日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
厚生労働省医政局医療経営支援課

標記につきましては、令和4年9月6日から令和4年10月5日までインターネットのホームページを通じて御意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要と、それに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承下さい。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
そもそも、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律第2条による改正後の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法において、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となる弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度が創設された。」ことに反対であるため、それに伴う本件にも反対する。	弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により創設されたものであり、当該法人は弁護士法人と同様、法律事務一般を行うことを目的としていることから、改正法の施行に伴い、消費生活協同組合法施行規則及び医療法施行規則を改正するものです。
○ 消費生活協同組合法施行規則の改正について、許容の考えである。 ○ 医療法施行規則の改正については、社会医療法人は機微性のある個人情報扱うものであるから、外国人が関わることはあまり適切でなく、弁護士・外国法事務弁護士共同法人がその事務を行うのは好ましくないため、外国人又は外国の組織が関係する事案のみに限るべき。	○ 消費生活協同組合法施行規則については、改正に賛成のご意見として承ります。 ○ 改正法により創設された弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、弁護士法人と同様、法律事務一般を行うことを目的としていることから、社会医療法人債管理補助者の資格についても、同法人を規定するものです。